

# 住宅借入金等特別税額控除申告書の書き方

確定申告書を提出する人

分離所得及び他の税額控除のない場合

確定申告書 A の第一表の右上部分

課税される所得金額 (①-④)	2,000,000
上の①に対する税額	102,500
配当控除 (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除	240,000
政党等寄付金特別控除	
住宅耐震改修特別控除	
電子証明書等特別控除	
差引所得税額 (①-②-③-④)	0
災害減免額、外国税額控除	
源泉徴収税額	0
申告納税額 (①-②-③-④)	0
予定納税額 (第1期分・第2期分)	0
第3期分納める税金の税額 (①-④)	0
運付される税金	

②へ転記

⑱へ転記

①へ転記

確定申告書 B の第一表の右上部分

課税される所得金額 (①-④)又は第三表上の①に対する税額又は第三表の④	2,000,000
上の①に対する税額又は第三表の④	102,500
配当控除 (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除	240,000
政党等寄付金特別控除	
住宅耐震改修特別控除	
電子証明書等特別控除	
差引所得税額 (①-②-③-④)	0
災害減免額、外国税額控除	
源泉徴収税額	
申告納税額 (①-②-③-④)	0
予定納税額 (第1期分・第2期分)	
第3期分納める税金の税額 (①-④)	0
運付される税金	

②へ転記

⑱へ転記

①へ転記

申告書は「本人控」を除く2枚を確定申告書に添えて税務署に提出してください。押印もお忘れなく。

平成 20 年度分 市町村民税 道府県民税 住宅借入金等特別税額控除申告書 (確定申告書を提出する納税者用)

現住所	安城市桜町18-23		整理番号
1月1日の住所	同上		電話番号
提出年月日	平成20年1月31日	フリガナ	アンジョウ タロウ
氏名	安城 太郎		生年月日
		印	安城 太郎 平 35.1.20

地方税法附則第5条の4第1項及び第6項の規定の適用を受けたいので、同条第3項及び第8項の規定に基づき申告します。

1 所得税の住宅借入金等特別控除に係る事項【平成11年から平成18年の間に取得等し、居住の用に供したものに限り】

居住開始年月日 (注1)	新築又は購入平成 16 年 8 月 2 日
	増改築等 平成 年 月 日

2 市町村民税・道府県民税から控除される住宅借入金等特別税額控除額の計算 (単位:円)

前年分の所得税の特別控除額	①	240,000	前年分の所得税額 (税額控除前)	⑱	102,500
前年分の所得税の課税総所得金額	②	2,000,000	⑱-⑲-⑲	⑳	102,500
前年分の所得税の課税山林所得金額	③		①と⑳のいずれか少ない方の金額	㉑	200,000
前年分の所得税の課税退職所得金額	④		市町村民税・道府県民税の住宅借入金等特別税額控除見込額 (㉑ - ㉒)	㉒	97,500
②に対する所得税額相当額	⑤	200,000	市町村民税の住宅借入金等特別税額控除額 (㉒ × 3/5)	㉓	58,500
③に対する所得税額相当額	⑥		道府県民税の住宅借入金等特別税額控除額 (㉒ × 2/5)	㉔	39,000
④に対する所得税額相当額	⑦				
⑤+⑥+⑦	⑧	200,000			
前年分の分離課税等の所得税額	⑨				
肉用牛の格	⑩				
短期譲渡	⑪				
長期譲渡	⑫				
株式等の譲渡	⑬				
先物取引	⑭				
租税条約実施特例法における「配当」	⑮				
⑨から⑮までの計	⑯				
税額控除	⑰				
配当控除の額	⑱				
投資・リース税額等控除の額	㉑				
⑯+⑰-⑱-㉑	㉒	200,000			

改正前の税率で計算 ②,000,000 × 10% = ⑤200,000

改正前の所得税の税額即算表

②の金額	計算式
1,000円から 3,300,000円まで	② × 10%
3,301,000円から 9,000,000円まで	② × 20% - 330,000円
9,001,000円から 18,000,000円まで	② × 30% - 1,230,000円
18,001,000円以上	② × 37% - 2,490,000円

㉒の金額がプラスになる方は、住民税の住宅ローン控除の対象となります。申告書の提出をお願いします。